

# 与板地域交流拠点施設整備基本構想

令和4年3月

長岡市

# 与板地域交流拠点施設整備基本構想

## 目 次

1. 構想策定の背景及び目的 .....	1
2. 関連計画における本構想の位置づけ .....	2
3. 与板地域の概要 .....	4
4. 与板地域交流拠点施設の整備の方向性 .....	5
5. 与板地域交流拠点施設に必要な設備等 .....	8
6. 与板地域交流拠点施設整備にあたっての配慮事項 .....	8
7. 今後の検討事項 .....	8
参考1 与板地域委員会における地域や市民活動の課題の検討 .....	9
参考2 与板地域交流拠点施設に必要な機能の検討 .....	10
参考3 与板支所敷地内に存在する建物・設備の利活用等 .....	11

## 1. 構想策定の背景及び目的

与板地域の人口減少率は市内他地域より低いものの、高齢化による地域活力の低下が懸念されます。また、市民活動の拠点であるよいたコミュニティセンターや与板支所等の公共施設の耐震性が不足し、老朽化も進んでおり、対応が求められています。

そのため、「コミュニティ推進組織、支所、地域団体などが連携して地域課題解決・活性化等を促進する地域」、「住民が安全・安心に住み続け、地域の個性を活かしながら新たな価値を生み出していく地域」の実現のため、地域拠点の整備が必要と考えます。

そこで、コミュニティセンターと支所を集約した「与板地域交流拠点施設」を整備し、住民の交流・活動の拡大、地域活力の向上を目指すことを目的に、本構想を策定します。

なお、本構想の対象とする施設は、「よいたコミュニティセンター」と「与板支所」です。

<参考> 本構想の対象とする施設



<よいたコミュニティセンター>

<与板支所>



## 2. 関連計画における本構想の位置づけ

### (1) 長岡市総合計画

[政策の方向性]

#### 協働によるまちづくり

市民力と地域力を生かして、新たな価値や活力を生み出すまちづくりを目指します。

#### 暮らしの安心と活力

市民の誰もが、健やかで元気に、安全で安心して暮らせて、活力が持てる地域社会づくりを目指します。

#### 魅力創造・発信

地域資源の掘り起こしや磨き上げを行うとともに、国内外に向けた魅力の発信や交流の促進により、「長岡ファン」の拡大を目指します。

[与板地域交流拠点施設の整備に向けて]

- よいたコミュニティセンターと与板支所を集約することで、コミュニティ推進組織、支所、地域団体等が協働して地域課題解決・活性化を促進し、住民の生活を支援します。
- 地域内外の多様な世代が集い、人の輪が広がる場となる拠点を整備します。
- 地域住民が多様に活動・交流し、与板地域に新たな活力を生み出していく活動と学びの場となる拠点を整備します。
- 与板地域の豊かな歴史・文化・芸術・伝統工芸等に身近にふれあいながら、地域の魅力を感じ、次世代に伝える場となる拠点を整備します。

### (2) 長岡市立地適正化計画

与板地域の中心部には、支所、診療所、金融機関等の都市機能が集積しており、地域拠点として位置づけられています。また、支所を中心として「都市機能誘導区域」\*が設定されています。

与板地域の都市機能誘導区域に維持する施設として支所、誘導する施設としてよいたコミュニティセンター等が設定されています。

\*「都市機能誘導区域」とは、医療、社会福祉、商業等の都市機能を維持、誘導することにより、効率的なサービス提供を図る区域であり、かつ、その区域にこれらの誘導施設を設定するものとされています。

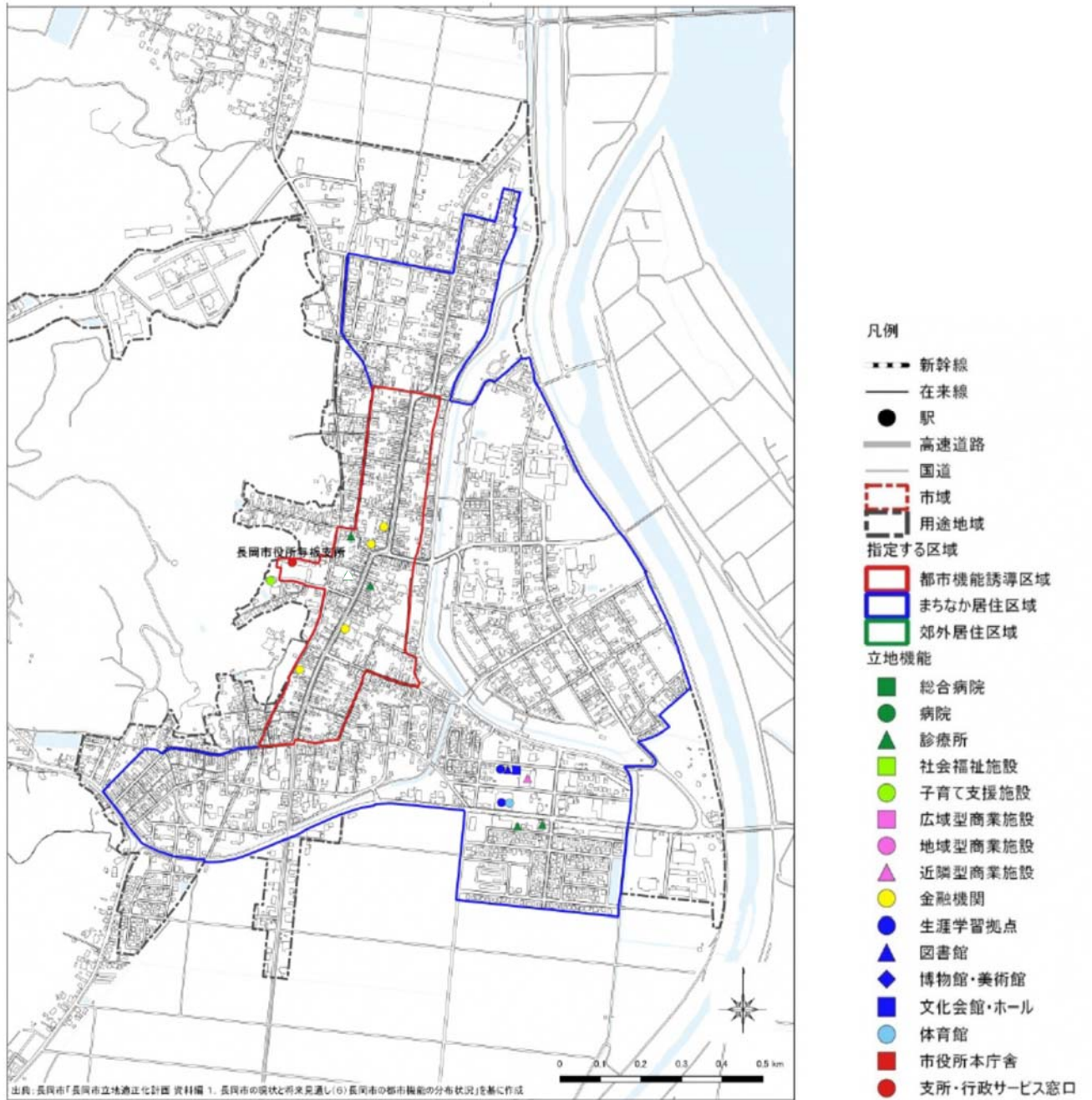
[与板地域交流拠点施設の整備に向けて]

都市機能誘導区域である現与板支所敷地によいたコミュニティセンターと与板支所を集約した拠点施設を整備し、効率的なサービスを提供します。

<参考>

長岡市立地適正化計画における都市機能誘導区域とまちなか居住区域（与板地域）

### ■与板地域



### (3) 長岡市公共施設等総合管理計画

[施設の量の適正化と適正配置の手法]

#### 公共建築物の複合化・集約化

今後、全ての公共施設等について更新を行うと、相当規模の費用の増大が見込まれます。このことに対処するためには、施設の更新費を抑える必要があるほか、施設の適正配置を図っていくうえでも、施設の総量のある程度抑制していく必要があります。また、複数の施設を集約し、複合施設として機能を集約すれば、1か所でさまざまなサービスを受けることができ、市民の利便性は高まります。

#### 未利用地・未利用施設の有効活用

まちづくりの拠点となる地区における未利用地や施設跡地は、施設の量の適正化・適正配置を進めるための貴重な種地であり、有効活用を図ります。

[与板地域交流拠点施設の整備に向けて]

老朽化したよいたコミュニティセンターと与板支所の合築により、建物の総面積を削減するとともに、コミュニティ機能や行政機能、さらに情報発信などの機能も集約することで、利便性と与板の新しい「顔」としての拠点性を高めます。また、集約により不要となるよいたコミュニティセンターは除却し、跡地は近接する与板体育館・与板スポーツ広場の利用者や、祭りやイベントなどで地域を訪れる方々の駐車場として整備します。

### 3. 与板地域の概要

与板地域は、西山丘陵を背にし、東側には信濃川と豊かな田園が広がっています。

地域を縦断する国道403号の沿道にはアーケードのある商店街が形成され、商業の中心部となっています。また、荻岩井、江東、本与板地区に整備された工業団地では、金属加工などの企業が立地し、就業の場を形成しています。

#### (1) 人口

地域の人口は、2021年（4月1日現在）で6,118人。過去10年間で11.4%減少しています。人口減少率は市内他地域より低いものの、高齢化率は約35%と、高齢化による地域活力の低下が懸念されます。

#### (2) 主な歴史・文化等地域資源、地域の宝

大河ドラマ「天地人」の主人公で、愛と義を貫いた知将「直江兼続」が治めた地で、兼続を支えた妻「お船」の生誕の地としても知られています。

江戸時代には、牧野家・井伊家の城下町として栄え、信濃川の河川交通の要衝として全国屈指の豪商が活躍し、豪商文化の繁栄を示す「楽山苑」などの建築物や妻入りの町屋など、城下町としての面影が今もなお残っています。

また、伝統的工芸品として経済産業大臣指定を受けた「越後与板打刃物」や、250年余の歴史を誇る「登り屋台」などの歴史的・文化的資源があります。

#### 4. 与板地域交流拠点施設の整備の方向性

与板地域の課題解決に向けて、地域住民のより一層の交流の場、活動の場として、コミュニティ機能、観光・商工業振興のための機能、支所機能を併設した与板地域交流拠点施設を整備します。さらに、コミュニティ推進組織、支所、地域団体などが連携し、地域住民との協働による地域活性化を促進します。

##### (1) 計画予定地

与板地域交流拠点施設の計画予定地は、次のとおりです。

###### ① 計画予定地概要

所在地	長岡市与板町与板甲 134 番地
敷地面積	6,284 m <sup>2</sup>
用途地域	第1種住居地域（建ぺい率 60%、容積率 200%）

###### ② 計画予定地案内図



##### (2) 計画予定地選定の理由等

< 選定の理由 >

- ・昔からの与板地域の中心部
- ・長岡市立地適正化計画における都市機能誘導区域
- ・商店街や天地人通りなど産業・観光面での利便性が高い。
- ・浸水の影響を受けにくい。

< 当地に交流拠点施設を建設することの効果 >

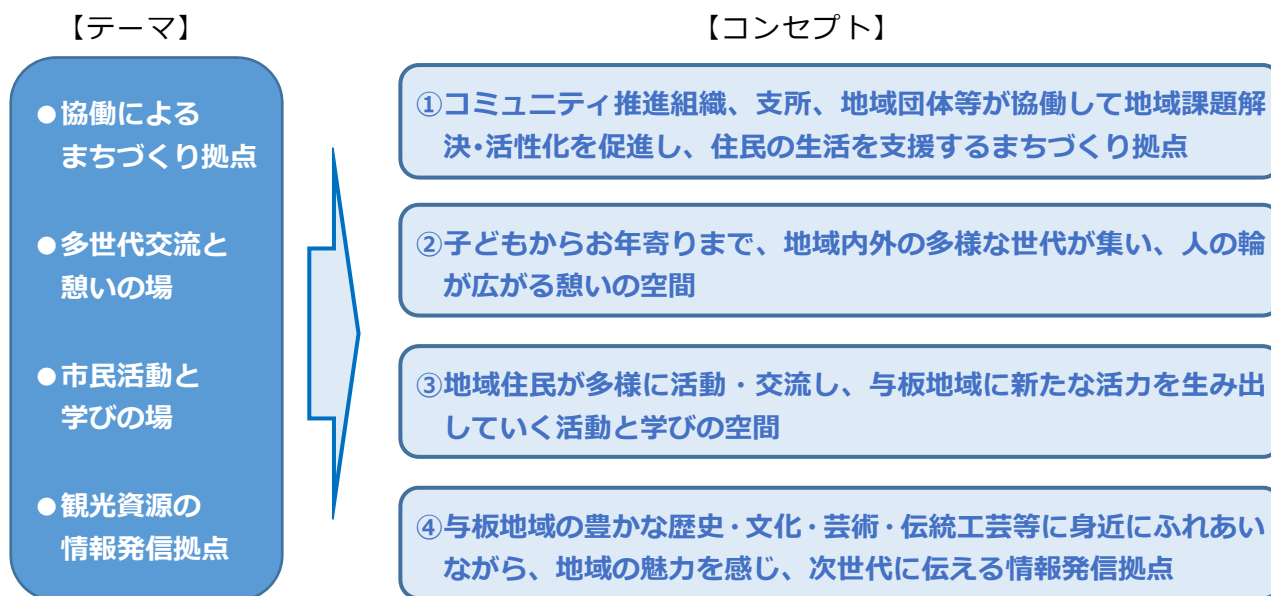
- ・市民活動の活性化・施設利用者の増加・市民活動参加者の増加
- ・商店街の活性化
- ・天地人通りや歴史・文化等地域資源の活用
- ・交流人口の拡大

< 土砂災害警戒区域であることに対する対応 >

当地の一部が、新潟県により土砂災害警戒区域（急傾斜・土石流）に指定されているため、県に対して、土砂災害対策工事の実施を要望しています。

### (3) 与板地域交流拠点施設のコンセプト

新たに整備する与板地域交流拠点施設は、「協働によるまちづくり拠点」・「多世代交流と憩いの場」・「市民活動と学びの場」・「観光資源の情報発信拠点」をテーマとし、4つのコンセプトを設定します。



### (4) 与板地域交流拠点施設の規模・具体的スペース

与板地域交流拠点施設の延べ床面積は、1,500～1,800㎡程度を想定し、施設内の各機能や敷地内の各施設との一体的な利用に十分配慮するとともに、屋外空間の有効活用を図ります。

<与板地域交流拠点施設の具体的スペース>

具体的スペース	想定する利用方法等
多目的・交流スペース	<ul style="list-style-type: none"> <li>・200人規模の講演会や発表会などの文化イベントを開催する場</li> <li>・作品展示・歴史的資料・絵画の展示の場</li> <li>・様々な世代・団体・業種の方々などの交流の場</li> </ul>
活動ルーム・和室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民の様々な活動の場</li> <li>・地域住民の憩いの場</li> <li>・庇などがあって、屋外と一体的な活用ができる場</li> </ul>
図書スペース 学習スペース	<ul style="list-style-type: none"> <li>・与板らしい蔵書を有する図書スペースを確保し、静かに読書する場</li> <li>・学習する場</li> </ul>
音楽室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・音楽等の練習やカラオケを楽しむ場</li> </ul>
調理室・イートスペース	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小さな子どもからお年寄りまで、気軽に調理し、食事を楽しみながら交流する場</li> </ul>



具体的スペース	想定する利用方法等
窓口スペース	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉や生活などの相談や手続きができる場</li> <li>・観光や産業をPRする場</li> <li>・施設の利用案内やガイド申し込みなどができる場</li> </ul>
情報発信スペース	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域や市民活動等に関する様々な情報発信の場</li> <li>・歴史的資料・絵画の展示や登り屋台の映像の放映などの場</li> </ul>
展示・体験・販売スペース	<ul style="list-style-type: none"> <li>・伝統産業である打刃物などの体験・展示・販売ができる場</li> <li>・地域の特産品などを展示・販売する場</li> </ul>
カフェ・ラウンジ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気軽に待ち合わせができ、気軽にお茶を楽しむことができる場</li> </ul>
子どもの遊び場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小さな子どもが遊べる遊具を設置し、親子で気軽に集える場</li> </ul>
倉庫・保管庫	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民の様々な活動に必要な資材や備品を保管する場</li> </ul>
スタッフルーム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニティ施設の管理・運営や地域住民の活動支援を行うスタッフルーム</li> </ul>
行政等事務スペース	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務室・会議室・書庫・倉庫・防災無線の放送室・休憩室・貸しスペースなど</li> </ul>

#### (5) 外構の具体的スペース

交流拠点施設との一体的な利用に十分配慮して、防災広場・屋外多目的広場・駐車場を整備する必要があります。

具体的スペース	想定する利用方法等
防災広場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時の緊急的な一時避難場所</li> </ul>
駐車場・駐輪場 屋外多目的広場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設利用者の駐車場・駐輪場としての利用のほか、大規模なイベントなどでの利用</li> </ul>

#### (6) 付帯施設

支所の公用車の車庫、消防団スペース（消防団ポンプ車や消防ホース等諸機材の置場、打合せスペース等）などの付帯施設を整備する必要があります。

#### (7) 整備スケジュール

令和4年度	現況測量・境界確定測量・基本設計
令和5年度	地質調査・実施設計・造成工事
令和6～7年度	建設工事・外構工事
令和7年度	供用開始

## 5. 与板地域交流拠点施設に必要な設備等

- (1) 多面的な使用に柔軟に対応できるようWi-Fi環境など必要な設備を設ける必要があります。
- (2) 絵画や作品を展示をしやすいよう、多目的・交流スペース、活動ルーム・和室、情報発信スペース、展示・体験・販売スペース等の各所に、ウォールケースや展示フック等を設ける必要があります。
- (3) 様々なイベントを実施しやすいよう、多目的・交流スペース、屋外多目的広場等の各所に、給排水設備や電源を設ける必要があります。

## 6. 与板地域交流拠点施設整備にあたっての配慮事項

- (1) 施設全体の安全性や利便性、バリアフリー性能や省エネルギー性能を適切に確保するとともに、維持管理コストの低減に配慮する必要があります。
- (2) 多目的・交流スペース・活動ルームは、ひとつのスペースを可動間仕切り等で分割して使用できるよう配慮する必要があります。
- (3) 複数のスペースを一体的に活用できるよう配置や使い勝手を工夫する必要があります。
- (4) 冬期間の除雪を想定した交流拠点施設・駐車場等の配置となるよう配慮する必要があります。
- (5) 多目的・交流スペース、屋外多目的広場、駐車場は、一体的に活用可能な配置となるよう配慮する必要があります。
- (6) 天地人通り・アーケードのある商店街・楽山苑・河川緑地たちばな公園などの周辺施設との回遊性を考慮した施設配置となるよう配慮する必要があります。
- (7) 天地人通りと交流拠点施設の敷地との間に、歩行者の安全に配慮した歩道を設置する必要があります。
- (8) 駐車場や屋外多目的広場等に設置する照明は、夜間に様々なイベント等を行う際に活用可能な配置となるよう配慮する必要があります。
- (9) 与板支所庁舎内の防災無線機器（防災無線の操作卓・バッテリー等）を完成した交流拠点施設内に移設しますが、電波の関係で、当該防災無線機器と防災無線アンテナとの距離が50m以内となるよう交流拠点施設と防災無線アンテナを配置する必要があります。なお、防災無線アンテナを移設する必要がある場合は、無線免許の関係で、現在の防災無線アンテナの設置場所と移設場所との距離は、50m以内である必要があります。
- (10) 緊急告知FM放送屋外拡声装置を移設する必要がある場合は、交流拠点施設等との配置に配慮したうえで、交流拠点施設建設敷地内に移設する必要があります。
- (11) 公用車車庫、消防団スペース、水防倉庫などの整備においては、これらの施設と交流拠点施設等との配置に配慮する必要があります。
- (12) デザイン及び外観が、与板地域の特色あるまちなみと調和した施設となるよう配慮する必要があります。

## 7. 今後の検討事項

地域住民の視点に立った自由度の高い運営・管理体制と安全・安心な施設管理について検討する必要があります。

## 参考 1 与板地域委員会における地域や市民活動の課題の検討

人口減少や少子高齢化など地域の状況が大きく変化し、地域の課題が多様化する中、地域の活性化に向け、様々な団体が多様な活動を行っていますが、後継者不足などにより、スタッフを集めて継続して活動することや時代に合わせて変化していくことが難しくなってきました。

与板地域委員会の分科会では、委員が自由に意見を出し合い、地域や市民活動における現状と課題について、次の項目ごとに整理し、よいたコミュニティ協議会・観光協会・商工会や若い世代・子育て世代・正徳館高校の学生等の意見を参考にしながら、課題を解決するために必要なことを検討しました。

### (1) 市民活動・交流

様々な団体が活動していますが、団体同士の連携が弱い、団体の後継者が不足しているなど、組織力の弱さが課題です。これからは、時代に合わせて変化し、地域の特色や地域の連帯感を守っていくことが大切であり、そのためには、団体同士が積極的に交流して課題を共有し、新しい人材の発掘や次世代のリーダーの育成をしていくことや、多世代の多くの方々に活動を知ってもらい、参加してもらうことが必要です。

### (2) 子育て・教育

人口が減少する中で世帯数は増加しており、核家族化が進んでいます。子育てに対する親の負担が大きく、子育ての支援を受けたい人と援助を行いたい人との交流などが必要です。また、放課後や休日に子どもたちが勉強する場、伝統工芸や地域の歴史などを学ぶ場や教える機会が少ないなどの課題もあり、与板に興味を持つ子どもを増やしていくような交流の場や、与板らしい蔵書を有する学びの場、読書の場が必要です。

### (3) 福祉・生活

年齢を重ねるにつれて動ける範囲が狭くなる、外出機会が減るなど、高齢者世帯に地域の情報などが伝わりにくくなっています。若者の力を引き出すと同様に、高齢者の持つ力を引き出すことも大切であり、高齢者でも外出しやすよう、地域の誰もが自由に集まってお茶飲みや会話を楽しんだり、お年寄りが伝統料理を次世代に伝えたりできるような、子どもからお年寄りまで多くの方々が気軽に立ち寄れる場が必要です。また、困りごとなどを誰もが気軽に相談できる窓口とそれに対応できる人材が必要です。

### (4) 産業・観光

集客力のある施設がないなど商店街を中心とする市街地の活力が低下しており、また、観光や伝統産業などの地域資源に対する地域住民の認識や関心が薄れています。知識や経験がある人や、まちづくりに対して熱い思いを持つ若者など、多世代の交流を促進し、地域活性化に向けて話し合うことや、地域資源のブランド力を高める工夫や情報発信、アーケードのある商店街の活用などが大切です。若い世代が魅力を感じるような、与板出身で地域外に出た人が与板に帰ってきたくくなるような、魅力的なまちづくりに向けた産業・観光の総合的な振興が必要です。

## 参考2 与板地域交流拠点施設に必要な機能の検討

与板地域における地域や市民活動の現状と課題を踏まえ、与板地域委員会の分科会やワークショップなどで与板地域交流拠点施設に必要な機能の検討を行いました。

	必要な機能	具体的なスペース案
市民活動	①200人規模の多目的ホール ②多様な団体が活動・交流するための場 ③作品を展示する場 ④多くの人が参加できるイベントを行う場 ⑤全天候型のイベント広場 ⑥気軽に寄れて、研修や会議を行う場 ⑦環境活動などに使用する資材を保管する場 ⑧音楽を聴いたり演奏したりできる場	①～⑥ <span style="font-size: 2em;">}</span> <span style="font-size: 2em;">{</span> 多目的スペース 活動ルーム・和室 全天候型半屋外スペース 屋外多目的広場 ⑦倉庫・保管庫 ⑧音楽室
子育て・教育	⑨親子や地域の誰もが交流できる場 ⑩与板らしい蔵書を有する図書スペース ⑪学習でき、読書ができる場 ⑫小さな子どもが遊べる遊具のあるスペース	⑨ <span style="font-size: 2em;">}</span> <span style="font-size: 2em;">{</span> 多目的スペース 活動ルーム・和室 全天候型半屋外スペース 屋外多目的広場 ⑩・⑪図書スペース・学習スペース ⑫子どもの遊び場
福祉・生活	⑬何でも気軽に相談できる窓口 ⑭調理ができ、楽しみながら食事ができる場 ⑮子どもからお年寄りまで多世代で交流できる場	⑬窓口スペース ⑭調理室・イートスペース ⑮ <span style="font-size: 2em;">}</span> <span style="font-size: 2em;">{</span> 多目的スペース 活動ルーム・和室 全天候型半屋外スペース 屋外多目的広場
産業・交流	⑯多世代や多業種など様々な方が交流できる場 ⑰マルシェやフリーマーケットのできる場 ⑱登り屋台の魅力を発信できる場 ⑲観光や施設利用など、総合的に案内できる場 ⑳打刃物等を展示し、体験し、販売する場 ㉑気軽にお茶して過ごせる場	⑯・⑰ <span style="font-size: 2em;">}</span> <span style="font-size: 2em;">{</span> 多目的スペース 活動ルーム・和室 全天候型半屋外スペース 屋外多目的広場 ⑱情報発信スペース ⑲窓口スペース ⑳展示・体験・販売スペース ㉑カフェ・ラウンジ
その他	㉒地域の魅力を発信できる場 ㉓歴史的資料や絵画を展示する場 ㉔防災機能 ㉕消防団の活動の場 ㉖屋外イベントなど多目的に活用できる駐車場	㉒情報発信スペース ㉓多目的スペース・活動ルーム・情報発信スペース等 ㉔ <span style="font-size: 2em;">}</span> <span style="font-size: 2em;">{</span> 防災広場 防災（備蓄）倉庫 ㉕消防団活動スペース ㉖駐車場

※ ①～⑥・⑨・⑮・⑯・⑰と㉓の一部は、同一のスペース

※ ⑬と⑲は、同一のスペース

※ ⑱・㉒と㉓の一部は、同一のスペース

### 参考3 与板支所敷地内に存在する建物・設備の利活用等

#### (1) 与板支所庁舎

与板支所庁舎は除却し、跡地を交流拠点施設の建設地として活用します。

#### (2) 書庫

与板支所庁舎除却の際に書庫の入口を整備し、今後も与板支所の書庫として利用します。ただし、交流拠点施設の配置によっては、交流拠点施設と書庫との間に渡り廊下の設置を検討します。

#### (3) 車庫（自転車置き場を含む。）及び消防団室

車庫と車庫に併設している消防団室は除却します。

交流拠点施設建設敷地内に支所公用車の車庫、自転車置き場、消防団スペース、消防用ホースの乾燥柱の整備を検討する必要があります。

#### (4) 水防倉庫

水防倉庫は、今後も利用します。ただし、交流拠点施設・歩道等の配置の支障となる場合は、水防倉庫を除却します。水防倉庫を除却する場合は、交流拠点施設建設敷地内に代替施設の整備を検討する必要があります。

#### (5) 自転車小屋

自転車小屋は、今後も利用します。ただし、交流拠点施設・歩道等の配置の支障となる場合は、自転車小屋を除却します。

#### (6) 防災無線

##### ① 防災無線アンテナ（柱を含む。）

防災無線アンテナは、今後も利用します。ただし、交流拠点施設・歩道等の配置の支障となる場合は、防災無線アンテナを移設します。なお、無線免許の関係で、現在の防災無線アンテナの設置場所と移設場所との距離は、50m以内である必要があります。また、電波の関係で、防災無線アンテナと防災無線機器（操作卓・バッテリー等）との距離は、50m以内である必要があります。

##### ② 防災無線機器（操作卓・バッテリー等）

交流拠点施設整備の工事期間中は水防倉庫の1階を防災無線の放送室として利用できるよう改修し、支所庁舎内の防災無線機器を水防倉庫の1階に移設します。ただし、水防倉庫を除却する場合は、防災無線アンテナから50m以内の場所に、交流拠点施設整備の工事期間中防災無線の放送室として利用できる空調設備を有する仮置き場を設置し、支所庁舎内の防災無線機器を当該仮置き場に移設します。

また、交流拠点施設完成後は、当該機器を交流拠点施設内に移設します。

#### (7) 緊急告知FM放送屋外拡声装置

緊急告知FM放送屋外拡声装置は、今後も利用します。ただし、交流拠点施設・歩道等の配置によっては、それらの支障とならない場所に、当該屋外拡声装置を移設する必要があります。

(8) 放射線モニタリングポスト（新潟県所有）

放射線モニタリングポストは、今後も利用します。ただし、交流拠点施設・歩道等の配置によっては、それらの支障とならない場所（交流拠点施設建設敷地外を含む。）に、放射線モニタリングポストを移設する必要があります。（移設に係る工事の施工及び費用負担は新潟県）

(9) 震度計（新潟県所有）

交流拠点施設建設敷地外に、震度計を移設する必要があります。（移設に係る工事の施工及び費用負担は長岡市）

(10) 与板町商工会事務所（与板町商工会所有）

与板町商工会の今後の事務スペースについては、与板町商工会との協議が必要です。

与板町商工会が与板町商工会事務所を除却する場合は、当該敷地を交流拠点施設の駐車場等として活用します。

(11) M C A無線設備・衛星電話設備・消防無線設備

与板支所庁舎内のM C A無線設備・衛星電話設備・消防無線設備は、臨時庁舎等に移設する必要があります。また、交流拠点施設完成後に当該設備を交流拠点施設内に移設します。